

社援発1226第4号  
令和5年12月26日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長  
(公 印 省 略)

戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領の一部改正について

戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領（令和元年5月7日社援発0507第7号、令和2年12月25日社援発1225第9号にて一部改正）について、その一部を下記のとおり改めることとしたので、御了知の上、遺漏なきよう御留意願います。

記

第1 改正内容

1 第9第1項を次のとおり改めること。

(手帳の返還)

第9 戦傷病者が死亡した場合は、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者（同居の親族その他の同居者、家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人）は、速やかに、死亡した者の死亡の際における居住地の都道府県知事に、戦傷病者手帳を返還しなければならないこと。この場合において、亡失その他の事由により戦傷病者手帳を返還することができないときは、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならないこと。

2 第25の次に次のとおり加えること。

(報告及び検査)

第25の2 都道府県知事は、第20の審査のために必要があると認める場合は、指定医療機関の管理者に対し、必要な報告を求め、又は当該都道府県の職員に、指定医療機関について、その管理者の同意を得て、診療録その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができること。この場合において、適当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法その他電子情報処理組織（当該都道府県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と指定医療機関

の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により検査させることができること。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができること。

3 その他字句修正等所要の改正を行うこと。

## 第2 施行期日

戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第160号）の公布の日（令和5年12月26日）